1　送付すべき場所を確知することができないため書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
大阪府堺市西区下田町17番27－206号
石濱　憲人
2　通知の内容
東播都市計画事業新野辺南土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理法第110条第１項の規定による下記の清算金について、あなたは、下記の被相続人の相続人として、同人の清算金のうち、下記の金額を徴収することになりましたので通知します。
1　被相続人　住所加古川市別府町新野辺1485番地の56
氏名　石濱チエ子
2　清算金額　￥814,200－
3　上記清算金のうち貴方が納付すべき金額
￥2,827－
4　納付期限　平成28年８月10日（水）
教示
1　この通知に記載された事項（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、加古川市を被告として（訴訟において加古川市を代表する者は加古川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、通知書については掲載を省略し、それらを兵庫県加古川市別府町新野辺3332番地において掲示する。

会社その他の公告

解散公告
当社は、平成二十八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
北海道小樽市築港六番二号
北海ヤマデン株式会社
代表清算人　森脇　恒之

解散公告
当社は、平成二十八年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
仙台市若林区五橋三丁目五番六五号大志マンション六〇五
有限会社クリエート・ライフ
清算人　鈴木　正勝

解散公告
当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
茨城県水戸市小吹町二三五番一二
有限会社エス・ケイ・イー
清算人　伊賀崎正吾

解散公告
当社は、平成二十八年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
栃木県真岡市小林六三六番地
亀倉建設株式会社
代表清算人　亀倉　偉男

解散公告
当社は、平成二十八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
栃木県那須烏山市森田七六番地一
株式会社大金ゴルフ倶楽部
代表清算人　落合　聖二

解散公告
当社は、平成二十八年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
埼玉県越谷市蒲生寿町二番一〇号　ヴィルヌーブ南越谷Ａ－七二二
有限会社ヤマザキ建築企画設計
清算人　山崎　晃弘

解散公告
当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
埼玉県所沢市緑町四丁目九番四号
ホザナミュージック株式会社
代表清算人　織田　貴臣

解散公告
当社は、平成二十八年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
千葉市稲毛区小仲台二丁目一一番二号
株式会社ｖｉｖｉｄ
代表清算人　若海　愛香

解散公告
当社は、平成二十八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
千葉市中央区今井二丁目一八番一七号
株式会社伝総研
代表清算人　座間　淳一

解散公告
当社は、平成二十八年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
千葉県船橋市飯山満町三丁目一六六一番地五九
株式会社Ｔ・Ｍ・Ｈ・ドリーム
代表清算人　高野　鉄栄

解散公告
当社は、平成二十八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
東京都八王子市横山町二一番六号
株式会社ノムラ
代表清算人　野村　保

解散公告
当社は、平成二十八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年七月十一日
東京都江戸川区西篠崎二丁目八番八号
アズマ電気工業株式会社
代表清算人　大内　正